

新食糧法の施行による米の自由化後の動向

水野英雄

地域社会システム講座

A Trend of Rice Product and Import: After Deregulation of Japanese Rice Market

Hideo MIZUNO

Department of Regional and Social Systems, Aichi University of Education, Kariya, Aichi 448-8542 Japan

1. はじめに

近年、日本の農産物市場への市場開放の圧力がアメリカをはじめ諸外国から高まっている。そのため、牛肉・オレンジなどの農産物については輸入数量制限が撤廃され、規制緩和が進められてきた。

さらに、日本人にとって主食である米の市場についても同様の理由から市場開放の圧力が高まり、ガット・ウルグアイラウンドにおいて輸入のミニマムアクセスが決定し、実行されている。

しかし、日本の農家にとって米の市場開放は深刻な問題であり、様々な議論がある。

本論文では米の輸入のミニマムアクセスを前提とした「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(いわゆる新食糧法)の施行により、日本の米市場にどのような変化が起ころうとしているのか分析し、米の輸入のミニマムアクセスが今後どのように推移していくのかについて考察する。

2. 食糧管理制度のあらまし

日本の米については長年にわたって食糧管理制度のもとでの流通が行なわれてきた。その背景には主食である米の需給関係が歴史的に不安定だったことによる。

戦前から日本の米の需給関係は不安定であり、1918年には米価の高騰とそれに伴う米騒動が起こり、政府は米穀法に基づき米の買い入れ、払い下げを行った。1933年には米穀統制法が制定され、上限価格を超えれば政府の備蓄米を市場に放出し、逆に下限価格を下回れば政府による買い上げを行い価格を安定させるというシステムが作られた。

さらに、第2次大戦下の混乱のなかで1942年に食糧管理法(以下、食管法)が制定された。食管法は国民の主食である米をはじめ主要な食料を安定的に消費者

に供給するという目的のために、生産・流通・価格・消費を政府が管理するための法律である。この法律に基づいた食糧管理制度(以下、食管制度)は戦中・戦後の混乱期における食糧不足のなかでは一定の役割を果たしたといえる。

しかし、戦後の混乱から立ち直った1960年代に入ると米の生産・流通・消費をめぐる情勢が大きく変化した。にもかかわらずこの制度は維持されたため、様々な問題を引き起こした。

第一の問題は生産者からは高額で購入し、消費者に低額で販売するという二重価格制度が採られたため、その差額を財政負担によって埋めることが続いてきたことである。このような政策は農産物価格の過度の変動を防止し、農業所得を安定させ、経営の安定を図ることにより農家の収入の安定化やひいては都市と農村の所得格差の是正には役立った。しかし、長年にわたる逆ざや¹の問題で政府は膨大な財政負担を強いられることになった。また、このような価格支持政策は農家のコスト意識の低下を招くことになり、米の生産費の高騰を招いた²。そのため米の国際競争力は低下した。

しかし、その反面このような二重価格制度は農産物価格の暴落時に農家の生産意欲が減退することを防ぎ、農家にとっては米が政府によって高額で全量購入されることによる安心感から米を作ることへの意欲を高め、生産の増加につながった。そのため消費者としては主食である米が安定的かつ安価に提供されるというメリットになった。

第二の問題としては米が余る状況が生じ、そのため余剰米の処理が深刻な問題になったことである。日本の高度経済成長により、消費者が主食である米以外の消費を増やしたため、米の消費は安定し、さらには減少したが、政府による全量買入と生産者米価の上昇に伴い米の生産は増大し、そのため米の生産過剰をもた

らした。このような背景には、特に最大の圧力団体である農協の役割が大きく、政治家の介入により、高い生産者米価が維持されてきたことにより、一層の生産増加を招いたことにあるといえる。

このような状況の中で1969年からは政府買上米い上げ米以外で民間で流通する自主流通米の制度が設けられた。この制度により政府による買入量を減らし、二重価格制度による財政負担の軽減がはかられた。

さらに、1971年からは米の余剰を本格的に解消するために生産量を減らす減反政策が実施された。しかし、食管制度により政府が米を高額の生産者価格で買い取るシステムのため思うように減反政策は進まなかった。

また、同時に米の生産の「量」から「質」への転換もはかられ、米の品質による価格差を設けて消費者の需要に合った高品質米の生産への転換も進められた。

このような生産過剰に対応して価格面でも生産者米価の抑制・引き下げが行なわれた。

このような状況の変化に伴い、自主流通米の増加や食管法に規程されない米の不正な流通（ヤミ米）などが増加し、食管制度が形骸化し、その存在意義が薄れてきた。

1993年にはガット・ウルグアイラウンドの合意により米の輸入のミニマムアクセスが決定し、1995年より6年間の輸入が決定された。そのため新たに米の輸入に関する規程も整備する必要性が生じた。

そのため食管法にかわって新たに「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(以下、新食糧法)が1994年に制定され、1995年より施行された。

新食糧法は従来の食管法と同様に、米を安定的に消費者に供給するために、米の需給と価格の安定をはかりながらも、生産者の自主性を尊重した稲作生産による体質強化や、市場原理の導入、さらには規制緩和を実施して米の流通を合理化することを目的としている。また、米のミニマムアクセスによる輸入への対応もはかっている。

新食糧法では、従来の食管法と異なり米の政府管理から民間流通を軸とした制度への移行がはかられている。具体的には政府米を軸に自主流通米の価格形成を誘導する方式から、自主流通米価格形成センターで形成された自主流通米価格を軸に政府米価格を決定する、市場原理を導入した方式への移行である。また、備蓄、生産調整、ミニマムアクセスに関する法制化が行なわれた。これによって生産者が米を政府に売り渡すことを義務化していた厳格な流通ルートの規制が大幅に緩和され、多様な販売方式が認められることになった。

【新食糧法の施行とミニマムアクセスによるメリット・デメリット】

生産者

〈メリット〉

- ・市場原理に基づいた自由な稲作が可能になる。
- ・流通の合理化が可能になる。
- ・米の生産における「範囲の経済」の追求：稲作に加えて他の農作物との関連や流通に関して、範囲の経済性の追求が可能になる。

〈デメリット〉

- ・これまでのような高い生産者米価のもとでの政府による全量買入による、安定的な収入が期待できなくなる。
- ・外国生産者との競争が生じる。特に、外食用や加工用での競争が激しくなる。

消費者

〈メリット〉

- ・米の価格の低下。
- ・米の品質に関する選択肢の増加。

〈デメリット〉

- ・場合によっては米不足を招く。(1993年のように)

政府

〈メリット〉

- ・食管制度のもとでの流通・管理費用、各種補助金、逆ざや等への財政負担の減少。

〈デメリット〉

- ・政府による需給調整および価格の安定化が困難になる。

外国生産者

〈メリット〉

- ・日本市場へのアクセスが可能になる。

〈デメリット〉

- ・米の貿易量は少なく、またアメリカ国内での健康食ブームにより米の国内需要も増加しており、生産量増加のための新たな設備投資の必要性が生じる。
- ・日本向けの品質に合わせた商品開発の必要性。

3. 新食糧法の施行による米の自由化後の供給量及び価格の推移

本章では新食糧法の施行による米の自由化後の動向を様々なデータに基づいて分析し、新食糧法施行による経済的な影響を考察する。

はじめに表1より水稻収穫量の推移をみってみる。こ

表1 水陸稲収穫量の推移

年産	水 稲				水陸稲		
	作付面積 ha	10a当収穫 kg	収穫量 kt	平均年収 kg	作況指数	収穫量 kt	
昭和38	3,133,000	400	12,362,000	392	101	3,272,000	12,812,000
39	3,126,000	396	12,181,000	395	99	3,260,000	12,584,000
40	3,123,000	390	12,526,000	403	97	3,255,000	12,409,000
41	3,129,000	400	14,257,000	403	99	3,254,000	12,745,000
42	3,149,000	453	14,223,000	403	112	3,263,000	14,453,000
43	3,171,000	449	13,797,000	413	109	3,280,000	14,449,000
44	3,173,000	453	13,797,000	425	102	3,274,000	14,003,000
45	2,836,000	442	12,528,000	431	103	2,923,000	12,689,000
46	2,626,000	411	10,787,000	440	93	2,695,000	10,887,000
47	2,581,000	456	11,766,000	442	103	2,640,000	11,899,000
48	2,568,000	470	12,068,000	444	106	2,620,000	12,144,000
49	2,675,000	455	12,182,000	446	102	2,724,000	12,292,000
50	2,719,000	481	13,085,000	450	107	2,764,000	13,165,000
51	2,741,000	427	11,699,000	455	94	2,779,000	11,722,000
52	2,723,000	478	13,022,000	455	105	2,757,000	13,095,000
53	2,516,000	499	12,546,000	460	108	2,548,000	12,589,000
54	2,468,000	482	11,898,000	466	103	2,497,000	11,958,000
55	2,350,000	412	9,692,000	471	87	2,377,000	9,751,000
56	2,251,000	453	10,204,000	474	96	2,278,000	10,259,000
57	2,230,000	458	10,212,000	477	96	2,257,000	10,270,000
58	2,246,000	459	10,308,000	478	96	2,273,000	10,366,000
59	2,290,000	517	11,832,000	479	109	2,315,000	11,878,000
60	2,318,000	501	11,613,000	481	104	2,342,000	11,662,000
61	2,280,000	508	11,592,000	484	105	2,303,000	11,647,000
62	2,123,000	498	10,571,000	487	102	2,146,000	10,627,000
63	2,087,000	474	9,888,000	490	97	2,110,000	9,935,000
平成元	2,076,000	496	10,297,000	492	101	2,097,000	10,347,000
2	2,055,000	509	10,463,000	494	103	2,074,000	10,499,000
3	2,033,000	470	9,565,000	495	95	2,049,000	9,604,000
4	2,106,000	504	10,546,000	499	101	2,106,000	10,573,000
5	2,127,000	367	7,811,000	499	74	2,139,000	7,834,000
6	2,200,000	544	11,961,000	499	109	2,212,000	11,981,000
7	2,118,000	509	10,724,000	501	102	2,118,000	10,748,000
8	1,967,000	525	10,328,000	502	105	1,977,000	10,344,000
9	1,944,000	515	10,004,000	504	102	1,953,000	10,025,000

出典：農林水産省「統計速報」より作成

作柄の表示区分

良	やや良	平年並	やや不良	不良	良
106以上	102~	99~101	95~98	91~94	90以下

れによれば作付面積は一貫して減少している。これは政府の減反政策によるものである。これに伴い、収穫量も減少しているが作付面積の減少に比例しては減少していない。これは10a当収穫を見てもわかるように、生産性が向上し単位当たりの収穫量が増加しているためである。

また、作況指数はほぼ90から110で推移しており、安

定していたことによるともいえる。但し、平成5年には74という低い数値となり、近年にない不作から米不足を招いた。その結果、主食用の米の緊急輸入が行なわれることになった。しかし、翌年には豊作になっている。

新食糧法施行後に生産量が激減したということはなく、新食糧法施行前からの緩やかな減少傾向が続いている。

次に、表2の米穀の制度別集荷実績を見ていく。これによれば、生産量はほぼ一定である。このうち自主流通米の比率は新食糧法の施行後の1996年(平成8年)では79.3%であるが、それ以前から自主流通米の比率は高く、昭和57年には50%となり、それ以降も増加し、平成に入ると70%以上となっている。このような自主流通米の増加に伴い政府米の比率が低下している。この状況から考えても新食糧法の施行は現状追認であったといえる。

さらに、図1より米の需要と供給を見ていく。需要については長期的に緩やかな減少傾向にあるといえる。これは主食である米以外の様々な食料の消費が増加してきたという食生活の変化によるものである。この傾向は今後も引き続くものと考えられる。これに対して供給では生産量にかなりの変動が見られる。これは米などの農産物については豊作・凶作による収穫量の変動を反映していることによる。特に1993年の凶作による生産量の激減が著しい。しかし翌年の1994年には近年にない豊作となっている。

次に、表3の政府買入価格と政府売渡価格との価格関係の推移より価格面からの分析を行う。政府買入

表2 米穀の制度別集荷実績

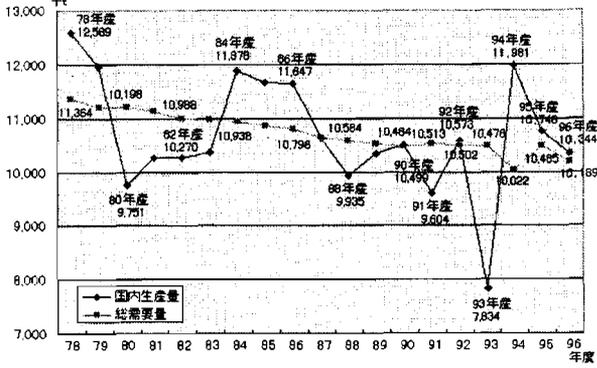
年産 項目	生産量A	予約限 度数量	集 荷 数 量				比 率		農家消費等 A-D		
			政府米 B	自主流通米 C	小計 D	超過米 E	集荷率 D/A	自比率 B/C			
										計 D	超過米 E
昭和45	12,689		6,775	1,692	8,467		66.7	20	4,222		
46	10,887	7,600	4,725	1,962	6,687	188	6.875	63.1	29.3	4,012	
47	11,889	7,950	5,425	1,960	7,385	237	7.622	64.1	26.5	4,267	
48	12,144	8,150	5,587	2,561	8,148	73	8.221	67.7	31.4	3,923	
49	12,287	8,600	5,872	2,704	8,576		8.576	69.8	31.5	3,711	
50	13,160	8,850	6,385	2,464	8,849	529	9.378	71.3	27.8	3,782	
51	11,768	8,700	6,086	2,391	8,477		8.477	72	28.2	3,291	
52	13,091	8,700	6,089	2,534	8,623	671	9.294	71	28.4	3,797	
53	12,585	8,300	5,396	2,878	8,274	512	8.786	69.8	34.8	3,799	
54	11,955	8,299	5,544	2,638	8,182	170	8.352	69.9	32.2	3,603	
55	9,748	7,850	3,668	2,861	6,529	4	6.533	67	43.8	3,215	
56	10,256	7,600	3,545	3,214	6,759	11	6.770	66	47.6	3,486	
57	10,268	7,602	3,482	3,483	6,965	28	6.993	68.1	50	3,275	
58	10,364	7,750	3,405	3,545	6,950	10	6.960	67.2	51	3,404	
59	[195]	11,681	7,796	4,138	3,623	7,761	364	8.125	69.6	46.7	3,556
60	[295]	11,364	7,850	4,328	3,307	7,635	275	7.910	69.6	43.3	3,454
61	[267]	11,378	7,750	4,195	3,495	7,690	293	7.983	70.2	45.4	3,395
62	[337]	10,287	6,925	3,155	3,568	6,723	191	6.914	67.2	53.1	3,373
63	[416]	9,519	6,693	2,085	4,001	6,086	51	6.137	64.5	65.7	3,382
平成元	[486]	9,862	6,689	1,638	4,604	6,242	55	6.297	63.9	73.8	3,573
2	[485]	10,014	6,683	1,766	4,514	6,280	55	6.335	63.3	71.9	3,679
3	[403]	9,201	6,686	1,116	4,456	5,572	12	5.584	60.7	80	3,617
4	[386]	10,187	7,328	1,566	4,515	6,081	21	6.102	59.9	74.2	4,085
5	[166]	7,668	7,007	20	3,813	3,833	62	3.895	50.8	99.5	3,773
6	[370]	11,611	7,385	2,052	4,825	6,877	140	7.017	60.4	70.2	4,594
7	[208]	10,748	6,984	985	4,653	5,638	169	5.807	54	82.5	4,941
8	[186]	10,343	6,100	1,156	4,423	5,579	-	5.579	53.9	79.3	4,764

出典：食糧庁資料、全農米穀販売部資料より作成

注

- 昭和62年産までの生産量は沖縄県を除く。
- 生産量[]番きの数値は他用途利用米(昭和59年産から平成7年産)、加工用米(平成8年産)で外数。
- 昭和50年産の超過米については、529千トンのほかに助成対象外のものが5千トンある。
- 昭和59年産の予約限度数量は他用途利用米の主食等転用措置に伴い、当初限度に46千トン追加指示した数量を加えた数量である。
- 平成8年産の集荷数量は、平成9年5月末現在である。

図1 米の需給の推移



出典：農林水産省資料，食糧庁資料より作成

れ価格は昭和55年から抑制に転じ、上昇が押さえられ、昭和62年になってはじめて低下している。以後わずかつづではあるが低下している。

逆に、政府売渡価格は上昇し、昭和62年になってはじめて政府買入価格を上回り、逆ざやを解消している。但し、政府買入れ価格から政府売渡価格を単純に引いただけでは政府の管理経費を考慮していないため、正確な逆ざやによる財政負担を計算できない。そこで政府管理経費を加えたコスト逆ざやが示される。コスト逆ざやは逆ざやの解消によって低下してきていたが、平成6年から急増している。これは前年の米不足により備蓄が減少したため、単位当たりの管理コストが増加したためである。

次に、表4の自主流通米価格の推移より民間市場での価格の変化を見ていくことにする。表4では様々な種類の自主流通米の価格を示しているが、全ての種類について価格は低下傾向にあるといえる。

これに対して政府米の価格はほぼ一定であり、あまり変化していない。

このように自由化による価格への影響はまだ微小であり、輸入量の増加などにより、今後より一層の市場原理に基づいた価格低下の余地があると考えられる。

4. ミニマムアクセスによる米の輸入状況とその影響

米の輸入についてはガット・ウルグアイラウンドの場において議論が続けられてきた。ウルグアイラウンドでの農業交渉において各国は農業政策に関し、国内支持、国境措置、輸出競争の3つの分野にわたり、1995年から2000年までの6年間にそれぞれ保護水準を引き下げることで合意した。

そのため、原則としてすべての関税以外の国境措置を関税に置き換えるという、いわゆる包括的関税化の考え方がとられ、この結果、(1)関税以外のすべての国境措置を、内外価格差をもとに関税相当量を計算して関税に置き換える。(2)最低限、実施期間の1年目に国内消費量の3%、6年目に5%の最低輸入量(ミニマムアクセス)を設定する。(輸入量を毎年0.4%ずつ増加させる。)ということ合意した。

表3 政府買入価格と政府売渡価格との価格関係の推移

年月	政府買入 価格①	政府売渡 価格②	売買価格差		政府管理 経費④	コスト逆ざや ②-(①+④)	販売業者 経費⑤	末端逆ざや ②+⑤-①	
			②-①=③	③/②					
昭和55	2	17,279	15,891	▲1,388	▲9	4,473	▲5,861	2,122	734
55	8	17,874	15,891	▲1,783	▲11	4,157	▲5,940	2,122	339
56	4	17,874	16,391	▲1,283	▲8	3,677	▲4,960	2,190	907
56	7	17,756	16,391	▲1,365	▲8	3,677	▲5,042	2,246	881
57	4	17,756	17,033	▲723	▲4	3,435	▲4,158	2,364	1,641
57	7	17,951	17,033	▲918	▲5	3,435	▲4,353	2,364	1,446
58	7	18,266	17,033	▲1,233	▲7	2,898	▲4,131	2,364	1,131
59	2	18,266	17,673	▲593	▲3	2,898	▲3,491	2,514	1,921
59	7	18,668	17,673	▲995	▲6	3,131	▲4,126	2,514	1,519
60	2	18,668	18,327	▲341	▲2	3,131	▲3,472	2,597	2,256
60	7	18,668	18,327	▲341	▲2	3,404	▲3,745	2,597	2,256
61	2	18,668	18,598	▲70	▲0	3,404	▲3,474	2,674	2,604
61	8	18,668	18,598	▲70	▲0	3,275	▲3,345	2,674	2,604
62	7	17,557	18,598	1,041	5.6	3,103	▲2,062	2,674	3,715
62	12	17,557	18,130	573	3.2	3,103	▲2,530	2,727	3,300
63	7	16,743	18,130	1,387	7.7	2,676	▲1,289	2,727	4,114
平成元	4	16,743	18,396	1,653	9	3,330	▲1,677		1,653
元	7	16,743	18,396	1,653	9	3,330	▲1,677	2,809	4,462
2	2	16,743	18,396	1,653	9	3,330	▲1,677	2,809	4,462
2	7	16,500	18,396	1,896	10.3	3,984	▲2,088	2,809	4,705
3	2	16,500	18,203	1,703	9.4	3,984	▲2,281	2,809	4,512
3	7	16,392	18,123	1,731	9.6	4,986	▲3,255	2,809	4,540
4	2	16,392	18,203	1,811	9.9	3,931	▲2,120	2,840	4,651
4	6	16,392	18,123	1,731	9.6	3,284	▲1,553	2,840	4,571
5	2	16,392	18,123	1,731	9.6	3,284	▲1,553	2,840	4,571
5	7	16,392	18,123	1,731	9.6	3,974	▲2,243	2,840	4,571
5	12	16,392	18,123	1,731	9.6	3,974	▲2,243	2,840	4,571
6	7	16,392	18,123	1,731	9.6	8,723	▲6,992		1,731
7	2	16,392	18,123	1,731	9.6	8,723	▲6,992		1,731
7	6	16,392	18,123	1,731	9.6	7,135	▲5,404		1,731
7	12	16,392	18,123	1,731	9.6	7,135	▲5,404		1,731
8	2	16,392	18,123	1,731	9.6	7,135	▲5,404		1,731
8	11	16,217	18,123	1,906	10.5	9,048	▲7,142		1,906
9	4	16,217	18,101	1,884	10.4	8,961	▲7,077		1,884
9	11	15,741	17,831	2,090	11.7				

出典：食糧庁「米価に関する資料」より作成

注

1. 政府買入価格は、うち1〜5類1〜2等平均包装込価格で、いずれも米価決定時の見込みであり、平成元年7月以降は消費税額分を含む。
2. 政府売渡価格は、平成元年4月からは消費税額分を含む価格である。
3. 政府管理経費は、総経費から自主流通米助成経費及び他用途利用米流通助成金を除いたものを売却数量で除した数値である。なお、平成6年度から平成7年度については、異例の需給事情の下で、政府米の売却数量が買入数量に比べて極めて小さくなる等の影響が生じたため平成5年度までの実績値を示した。
4. 販売業者経費は、標準価格米糶り込みのものである。

新食糧法の施行による米の自由化後の動向

表4 自主流通米価格の推移

(単位:60kg当り円)

区分	用途	産地品 種 (受渡条件)	2	3	4	5	6	7	8	9	
自 主 流 通 米	主 食 用 る ち 米	宮崎コシヒカリ (紙袋, 東京カーフェリー特送)	23,240	22,584	23,702	24,428	28,214	26,861	23,868	-	
		千葉初葉 (紙袋, 東京トラック持)	22,590	21,810	21,021	21,381	24,443	23,104	20,993	18,355	
		新潟コシヒカリ (紙袋, 東京着オンレール)	23,694	24,146	24,767	25,087	26,070	24,800	24,400	23,050	
		宮城(A地区)ササニシキ (紙袋, 東京着オンレール)	22,254	21,349	21,792	21,980	22,763	21,800	20,750	19,300	
		山形(庄内)ササニシキ (紙袋, 東京着オンレール)	22,254	20,824	21,054	21,208	21,813	20,950	19,900	18,850	
		栃木(A地区)コシヒカリ (紙袋, 東京トラック持)	22,424	20,862	21,443	21,705	22,467	21,650	20,650	19,200	
		新潟越路早生 (紙袋, 東京着オンレール)	20,968	20,261	20,626	20,863	21,711	20,800	19,850	-	
		秋田あきたこまち (紙袋, 東京トラック持)	21,068	20,828	21,547	21,741	22,597	21,700	20,750	19,300	
		新潟五百万石 (紙袋, 産地倉庫在)	23,168	23,668	24,268	25,573	24,398	22,598	22,572	20,619	
		長野美山錦 (紙袋, 産地倉庫在)	21,773	21,773	21,900	23,200	22,030	21,480	21,582	19,052	
	富山五百万石 (紙袋, 産地倉庫在)	21,328	21,708	22,208	23,558	22,208	20,858	20,408	18,168		
	兵庫山田錦 (紙袋, 産地倉庫在)	27,486	28,186	29,586	30,506	29,806	29,965	29,956	29,956		
	広島八反錦 (紙袋, 産地倉庫在)	22,800	23,200	23,400	24,600	23,530	22,200	21,141	20,200		
	酒 米	醸 造 用 米	岩手ササニシキ (紙袋, 産地倉庫在)	21,442	20,462	19,753	21,361	20,291	19,155	19,539	17,041
			新潟コシヒカリ (紙袋, 産地倉庫在)	23,729	24,249	24,749	25,749	24,733	22,660	24,362	19,600
			広島中生新干本 (紙袋, 産地倉庫在)	19,405	20,010	20,450	21,390	19,240	18,000	17,700	15,800
			福岡日本晴 (紙袋, 産地倉庫在)	18,667	18,676	18,678	20,326	18,808	17,679	17,679	15,479
	も ち 米		水稲もち米(GA, 東京オンレー)	20,681	21,715	24,615	25,615	20,681	20,580	20,572	20,572
陸稲もち米(GA, 東京オンレー)			14,011	14,712	17,612	18,317	14,717	14,616	14,608	14,608	
政 府 米	主 食 用 る ち 米	北海道, 東北, 北陸, 指定銘柄の各道県産(1類) (東京, 麻袋A政府指定倉庫渡)	18,808	19,020	19,020	19,020	19,020	19,020	19,020	18,598	
		その他の各指定銘柄都道府県(1類) (東京, 麻袋A政府指定倉庫渡)	18,808	19,020	19,020	19,020	19,020	19,020	19,020	18,598	

出典:食糧庁資料, 全農米穀販売部資料より作成

- 注
1. 主食用, かけ米, もち米は1等価格。醸造用米は平成2年度までは2等, 平成3年度以降は特等価格。
 2. 主食用価格は, 宮崎は平成2年度は, 上段が8/11~8/15着価格, 下段が8/16~8/31着価格。平成3年度以降の宮崎の上段は8/1~8/10着下段は8/11~31着, 大阪入札基準価格。平成2年度から平成9年度の千葉~秋田はいずれも東京入札基準価格である。
 3. もち米はB区分の販売価格である。
 4. 政府米の「東北」とは, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形及び福島各県を, 「北陸」とは新潟, 富山, 石川及び福井各県をいう。
 5. 消費税は外税である。

但し、このような「例外なき関税化」が原則であるが、一定の条件を満たす農産物については関税化の特例措置を認めている³。日本の場合には該当する農産物は米のみであり、米についてのみこの特例措置を適用し、それ以外の農産物についてはすべて関税化を実施している。

この結果、米については1995年よりミニマムアクセスを実施することになり、これによって国内消費量の3%の輸入を認め、それを6年間で5%まで増大することが決定された。但し、関税化を行わないという特例措置を適用する場合には、この通常は実施期間の1年目に国内消費量の3%から6年目に5%のミニマムアクセスを、実施期間の1年目には国内消費量の4%、6年目には8%となるよう加重して設定することとされており(毎年0.8%ずつ増加)、この結果、当初は表5のような米のミニマムアクセス数量が決定された。

日本の米については、これまでこの特例措置を適用していたが、1999年4月1日より、関税措置へ切り換えられることになり、これにより1999年度は6.8%(72.4万玄米トン)、2000年度は7.2%(76.7万玄米トン)のミニマムアクセスにて米を輸入する(毎年0.8増から0.4増に半減)こととなった⁴。

また、基準となる関税相当量は402円/kgと決定された⁵。

関税措置の適用が選択された背景には次のような理由があげられる。

- (1)関税措置を適用することによって、ミニマムアクセスを超える輸入については、内外価格差に基づく関税相当量を設定することができ、米の輸入量の増加を抑制することが可能になる。
- (2)特例措置を継続した場合には、残余期間のミニマムアクセス数量の増加が関税措置へ切り換えた場合に比べて2倍(毎年消費量の0.8%増加)になることや、2001年以降も特例措置を継続した場合には追加的な譲歩としてのミニマムアクセス数量の更なる拡大を輸出国から要求される可能性が強いこと。

表5 米のミニマムアクセス数量

	輸入数量 (単位：万玄米 トン)	輸入比率 (単位：%)
1995年	42.6	4.0
1996年	51.1	4.8
1997年	59.6	5.6
1998年	68.1	6.4
1999年	76.7 注	7.2 注
2000年	85.2 注	8.0 注

注 2000年より関税措置へ切り換えた場合には1999年度は72.4万玄米トン(6.8%)、2000年度は76.7万玄米トン(7.2%)に削減されるため、実際にはこの数値は適用されていない。

これらの理由により、特例措置を継続した方が関税措置へ切り換えた場合に比べ、確実に輸入量が増加することになると考えられたためである。

特に、国産米との競合関係にあると考えられる輸入米は低価格の外食用・業務用および加工用等であるため、従量税により一定水準の関税を上乗せすることにより輸入量を抑制することが可能であると考えられ、関税措置の有効性が考慮された。また、従量税を採用することにより、急激な円高による内外価格差への対応も可能である。

5. まとめ

米の国際貿易の特性は生産量に比べて貿易される量の比率は5%程度と極めて低いことであり、そのため米の主要輸出国における生産動向や貿易量の変化が、世界市場に与えるインパクトは大きい。

また、米の主要な輸出国は、アメリカを除けば開発途上国に偏っている。

さらに、為替レートの変動もあり、米の国際価格は不安定である。そのため、このような米の輸入に対応するためには、輸入価格の変動にかかわらず一定水準の関税を上乗せすることが可能である従量税が有効である。

このような背景から米の輸入のミニマムアクセスから関税措置への切り替えが行なわれた。ミニマムアクセスと比べて輸入量が増加するかどうかは今後の推移を見守る必要があるが、外食産業や加工用には輸入米に対しての潜在的な需要が存在すると考えられる。

日本の農業の特徴は(1)農業生産に必要な土地が平地の少ない国土条件や地価の高騰により制限されている。(2)人件費をはじめ農業生産のために必要な生産要素の価格が高い。(3)消費者の鮮度や品質に対する要求水準が高いため、食料の流通コストが相対的に高くなるざるをえない。(4)さらに近年では急激な円高により内外価格差が大幅に拡大したことがあげられる。

このような特徴のもとで、米の輸入が増加することにより、日本の米市場では価格の低下や生産の効率化が期待される。

日本の米市場は長年にわたって食糧管理法に基づいた食糧制度に守られてきたが、今後は生産性の向上に努め、生産者の創意工夫の発揮、構造政策の推進による効率的・安定的な経営体制の育成と生産コストの一層の削減、流通・加工面におけるより一層の合理化・効率化を積極的に推進していく必要性に直面している。特に、関税措置により米の輸入が増加することも考えられ、競合関係にある品質の米については厳しい価格競争にさらされることが予想され、その対応が必要である。

以上のように本研究では新食糧法の施行およびミニマムアクセスによる米市場の変化を考察してきた。し

かし、新食糧法の施行、ミニマムアクセス、さらには関税措置への移行から時間が経っていないため、十分なデータによる裏づけを行うことは出来なかった。

日本の米の消費量はほぼ飽和状態であり、一貫して消費量は減少傾向にある。そのため今後の研究課題としては今後引き続き米の輸入が増加した場合には国産米との代替関係がどのように変化していくのかを検討する必要がある。

そのためにはこの研究にて用いたデータに加えて、品質別の生産と消費のデータに基づいて需要関数の推定や弾力性の計算を行い、さらには社会的厚生や計測などの計量経済学的手法を用いた研究を先行研究の手法を改善しながら行う必要がある。

また、現在は食糧制度のもとでの規制下でのデータしか存在していないが、米市場に関するより詳細なデータを利用することによって、より複雑な消費行動の解明も必要である。

また、2000年からはじめられた次期交渉の行方についても今後の推移を見守り、その影響についても検討していく必要がある。

注

¹ 政府買入価格（生産者米価）と政府売渡価格（消費者米価）の差額。

² 農産物の価格安定制度は諸外国でも数多く行なわれている。代表的なものとしてはEU（欧州連合）の共通農業政策（CAP）がある。

CAPは1968年から本格的に実施されており、(1)域内価格支持、(2)生産調整、(3)国境措置から成り立っており、域内において市場介入による最低価格保証を基本としつつ、国境措置（関税、輸出補助金等）により国際市場での変動の影響が域内に及ぶのを極力抑制することを狙いとしている。このなかでも価格支持制度はCAPの中心となる制度であり、そのため日本の食糧制度と同様の問題を引き起こしている。

詳細については村田武「WTO体制化で進むEUの農政転換」『世界貿易と農業政策』ミネルヴァ書房 1996年 参照

³ 関税化の特例措置の対象となる農産物の基準は次の通りであ

る。

(1)基準期間（1986～88年）における輸入量が、国内消費量の3%未満であること。

(2)輸出補助金が付与されていないこと。

(3)効果的な生産制限措置がとられていること。

詳細については遠藤保雄「米・欧農業交渉—関税削減交渉から農政改革交渉へ—」農林統計協会 1999年 参照

⁴ 次期農業交渉は、ウルグアイラウンド農業交渉の合意に基づき、西暦2000年の年初から開始されることが規定されている。尚、交渉期間中は2000年の水準が維持される。

⁵ 関税措置への切換えに係る関税相当量の算定は、1986年から1988年のデータに基づき、国際価格は原則として実際の輸入価格（保険料及び運賃込みの価格）の平均を、国内価格は原則として代表的な卸売価格を使用して、その差を関税相当量として設定している。

参考文献

- ・今井鏞蔵「現代農業経済問題へのアプローチ」農林統計協会 1998年
- ・遠藤保雄「米・欧農業交渉—関税削減交渉から農政改革交渉へ—」農林統計協会 1999年
- ・大内力編「WTO次期農業交渉への戦略」農林統計協会 1998年
- ・大賀圭治編「米の国際需給と輸入自由化問題」農林統計協会 1988年
- ・黒柳俊雄、嘉田良平編「米自由化の計量分析」大明堂 1996年
- ・黒柳俊雄編著「消費者と食料経済」中央経済社 2000年
- ・生源寺真一「現代農業政策の経済分析」東京大学出版会 1998年
- ・本間正義「農業問題の政治経済学」日本経済新聞社 1994年
- ・増田萬孝「現代農業政策論」農林統計協会 1998年
- ・村田武「世界貿易と農業政策」ミネルヴァ書房 1996年
- ・森島賢監修 米政策研究会編「コメ輸入自由化の影響予測」富民協会 1991年
- ・吉岡裕編集監訳「農業とWTO」農林統計協会 1998年
- ・農林水産省 各種資料
- ・食糧庁 各種資料
- ・全農米穀販売部 各種資料

（平成12年9月11日受理）